

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成12年10月19日
四国貯蓄信用組合
金融整理管財人

— 目 次 —

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	3
II. 業務及び財産の状況について	4
1. 与信業務	4
2. 預金業務	4
3. 投資等業務	4
4. 固定資産の状況	5
5. 不良債権の状況	6
6. 関連会社の状況	6
III. 事業譲渡等の見込みについて	7
1. 基本方針	7
(1) 早期譲渡	7
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	7
(3) 経費の削減	7
(4) 地域金融機能の維持	7
(5) 内部管理体制の整備	7
(6) 責任追及体制の確立	7

1 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成12年5月12日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申し出を行いました。これを受けて、同日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、5月12日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容は必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、香川県坂出市に本店を置き昭和29年7月に設立され、昭和31年3月に本店を香川県高松市瓦町に移転し、香川県一円に8支店（坂出支店・観音寺支店・長尾支店・三本松支店・善通寺支店・琴平支店・屋島支店・高瀬支店）を有しています。

当組合は、香川県全域を営業区域とし、訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資してまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

① バブル崩壊後の融資先の悪化等

当組合の融資先は中小零細企業が中心で業況不安定な先が多く、これらの融資先がバブル崩壊後の長引く不況下で体力を消耗させ、ここ数年融資の固定化・回収リスクが増大してきたものと考えます。

② 自己査定甘さによる不良債権の内包

当組合は、平成9年8月に制定した自己査定マニュアルにおいて、自己査定で債務者区分を破綻懸念先以下に区分した場合、一方で「Ⅲ分類に分類すると、追加融資を実行することができない。」としつつも、他方で実態は破綻懸念先以下の大口債務者等だとしても「支援しなければならない場合は、Ⅲ分類に該当する

ものであっても方針上Ⅱ分類にすることとし、債務者区分を要注意先に止める」とし、融資を継続していました。このことが、多額の不良債権を内包することとなった一因であります。

また、当組合の融資にかかる保全是不動産担保（主に土地）に頼ったものとなっておりますが、バブル崩壊後の地価下落局面において不動産担保評価の定期的な見直しを行わず、自己査定において実勢価格を上回った不動産担保評価額を基に回収可能額を算出したことから、結果として多額の償却・引当て洩れを内包することとなりました。

③ 支店長の不祥事件について

平成9年11月に、当信用組合の元観音寺支店長（平成10年12月懲戒解雇）が、顧客の預金140百万円を費消・流用していた容疑の不祥事件が発覚し、事故者は平成11年10月に香川県警に逮捕されました。

当該事故者は、支店長として観音寺支店及び善通寺支店に勤務していましたが、特定大口債務者の業況が悪化しているにもかかわらず貸出金の回収や保全強化を行わず、融資を拡大・継続していました。また、本部の審査管理体制も不十分で的確な指導を行わなかったことから、当組合支店の中でも特に両支店で多額の不良債権を内包するものとなっていました。

④ 債務超過の確定

上記のとおり、当組合は多額の不良債権を内包していましたが、平成12年3月期決算において正確な自己査定を行ったところ約37億円の償却・引当不足が発生し、約15億円の債務超過に陥ることとなりました。

(3) 破綻に至った要因

当組合は、上記(2)のとおり貸出金査定において「支援を名目にⅢ分類該当貸出金をⅡ分類に止める」としていたことや、「地価下落局面において不動産担保評価の定期的な見直しを行わず、実勢価格を上回った不動産担保評価額を基に回収可能額を算出していた」ことなど、債務者の実態等を正確に自己査定に反映させていなかったことが破綻に至った主な要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信用組合の決算については、11年3月期においては、利回り低下から資金利益が減少したことに加え、貸出金償却や貸倒引当金の増加に伴い、当期利益が▲7億円と赤字となったことから、内部留保を取り崩さざるを得ず、自己資本比率は大幅に低下しました（10年3月期：6.33%⇒11年3月期：4.35%）。

このような状況のなか、平成11年10月に実施された香川県の検査において、11年

3月期決算での多額の償却・引当不足が判明し、自己資本比率はさらに1.13%にまで落ち込むことが判明しました。

さらに、平成12年3月期決算においては、長引く不況のなかで、さらに貸出先の業況が悪化しており、香川県の検査結果を踏まえるとともに、正確な自己査定及び企業会計原則に則った適切な償却・引当を行い、公認会計士の監査を受けた結果、約15億円の債務超過に陥ることが判明したものであり、自己資本比率は▲5.78%となりました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合の平成12年3月末の出資金総額が約12億円という小規模であることを勘案しますと、短期間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることは極めて困難であると判断しました。また、当組合の12年3月期の業務純益は50百万円であり、現行の利益水準で債務超過を解消するには相当の期間を要することから、自力再建を断念するに至りました。

このような状況を踏まえ、平成12年5月12日に金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うに至りました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務は、県内の中小零細企業や個人が主な対象であり、サービス業、卸売・小売業、不動産業を営む中小零細な事業主への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移>

(単位：百万円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 (11年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
総貸出残高	40,917	100.0	39,248	100.0	34,868	100.0	45,856	100.0
内中小企業	21,920	53.6	22,056	56.2	19,830	56.9	33,132	72.3
内個人	18,997	46.4	16,702	42.6	14,542	41.7	12,353	26.9
内その他	0	0.0	488	1.2	494	1.4	370	0.8

*「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当信用組合の預金業務は個人預金が中心で、主に渉外活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>

(単位：百万円、%)

	10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (11年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	54,474	100.0	53,430	100.0	48,408	100.0	63,196	100.0
うち個人預金	49,593	91.0	48,674	91.1	44,866	92.7	49,256	78.0
うち法人預金	4,079	7.5	4,380	8.2	3,088	6.4	11,143	17.6
うちその他	802	1.5	376	0.7	452	0.9	2,796	4.4

*「その他」には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

投資有価証券につきましては、平成12年5月12日の破綻公表後、適切な資金繰りの観点から逐次処分し、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年9月末	平成12年3月末評価損益
投資有価証券	6,240	7,592	6,198	33	▲ 47
国債・地方債	779	689	999	—	25
社債	2,345	3,701	2,609	12	26
株式	297	281	69	21	17
その他	2,818	2,920	2,520	—	▲115
貸付有価証券	—	—	—	—	—

4. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況(平成12年3月末)>

(単位：百万円)

	土地				建物		
	件数	簿価	評価額	含み損益	件数	簿価	簿価 (償却後)
店舗	9	495	619	124	9	611	239
厚生施設					1	1	1
駐車場施設	2	149	187	38			
小計	11	645	806	162	10	612	240
所有不動産	7	561	536	▲25	3	213	136
合計	18	1,206	1,342	137	13	825	377

5. 不良債権の状況

当信用組合の不良債権は、以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均(平成12年3月)	
	残高	貸出金に占める割合	残高	貸出金に占める割合	残高	貸出金に占める割合
破綻先債権	875	2.2	1,239	3.6	1,381	2.8
延滞債権	2,168	5.5	3,694	10.6	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	1,367	3.5	1,079	3.1	401	0.8
貸出条件緩和債権	—	—	957	2.7	2,328	4.7
合計	4,411	11.2	6,972	20.0	7,075	14.4

<金融再生法に基づく開示債権の状況(平成12年3月期)> (単位：百万円、%)

	平成12年3月期		業界平均(平成12年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻更生債権等	6,101	17.2	3,116	6.0
危険債権	2,903	8.2	2,998	5.8
要管理債権	1,294	3.6	2,170	4.2
正常債権	25,181	71.0	43,363	84.0
合計	35,481	100.0	51,647	100.0

6. 関係会社の状況

関係会社(2社)については、事業譲渡日までに清算する方針であります。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

金融整理管財人に選任された直後に、香川県内に本店が所在する金融機関に対し当信用組合の受皿要請を行ったところ、百十四銀行から受皿意思の表明があり、同行との間で平成12年5月22日に事業譲渡基本合意書を、5月26日に事業譲渡契約書を締結いたしました。

今後は、百十四銀行への事業譲渡を平成12年度中に行うことを目指し、金融仲介機能の維持及び当信用組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

事業譲渡を行うまでの間、金融再生法の趣旨に則り、善意かつ健全な借り手の保護を行うなど優良な顧客基盤や資産を維持します。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、経費の支出は必要不可欠なものに限定し、人件費・物件費等の事業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業区域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図るとともに、新たな内部管理体制を確立し、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(以上)

「管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について」骨子

1. はじめに

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

○昭和29年7月に設立
○店舗：香川県一円に9店舗
○営業区域：香川県全域

○訪問・集金活動による小口預金
○中小零細企業者等に融資

(2) 経営破綻に至った経緯

○バブル崩壊後の融資先の悪化等
○自己査定甘さによる不良債権の内包
○支店長の不祥事件

○債務超過の確定(12/3)
(約37億円の償却・引当不足)
(約15億円の債務超過)

(3) 破綻に至った要因

○債務者の実態等を正確に反映させていない自己査定

○Ⅲ分類該当貸出金をⅡ分類に止める
○実勢価格を上回った不動産担保評価額

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

○11年3月期決算
当期利益▲7億円

○自己資本比率
6.33%(10/3)→4.35%(11/3)

↓

○香川県の検査(11年10月)で多額の償却・引当不足が判明

○自己資本比率(検査を踏まえ)
1.13%(11/3)

↓

○貸出先の業況悪化
○正確な自己査定及び償却・引当
○公認会計士の監査

○約15億円の債務超過
○自己資本比率
▲5.78%(12/3)

(2) 自己資本回復の断念

○出資金総額：約12億円
○業務純益(12/3)：50百万円

○多額の出資を募ることは極めて困難
○自力再建を断念

↓

○金融再生法第68条に基づく申出

「業務及び財産の状況について」 骨子

1. 与信業務

当組合の与信業務は、県内の中小零細企業や個人が主な対象であり、サービス業、卸売・小売業、不動産業等に対する割合が高いものとなっている。

<貸出残高推移>

(単位：百万円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均 (11年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
総貸出残高	40,917	100.0	39,248	100.0	34,868	100.0	45,856	100.0
内中小企業	21,920	53.6	22,056	56.2	19,830	56.9	33,132	72.3
内個人	18,997	46.4	16,702	42.6	14,542	41.7	12,353	26.9
内その他	0	0.0	488	1.2	494	1.4	370	0.8

* 「その他」には地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当信用組合の預金業務は個人預金が中心で、主に渉外活動により維持されていた。

<預金残高推移>

(単位：百万円、%)

	10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (11年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	54,474	100.0	53,430	100.0	48,408	100.0	63,196	100.0
うち個人預金	49,593	91.0	48,674	91.1	44,866	92.7	49,256	78.0
うち法人預金	4,079	7.5	4,380	8.2	3,088	6.4	11,143	17.6
うちその他	802	1.5	376	0.7	452	0.9	2,796	4.4

* 「その他」には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

投資有価証券については、平成12年5月12日の破綻公表後、逐次処分し、残高は大幅に減少。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年9月末	平成12年3月末評価増益
投資有価証券	6,240	7,592	6,198	33	▲ 47
国債・地方債	779	689	999	—	25
社債	2,345	3,701	2,609	12	26
株式	297	281	69	21	17
その他	2,818	2,920	2,520	—	▲ 115
貸付有価証券	—	—	—	—	—

4. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおり。
 今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針。

<固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況（平成12年3月末）> （単位：百万円）

	土 地				建 物		
	件数	簿 価	評価額	含み損益	件数	簿 価	簿 価 (償却後)
店舗	9	495	619	124	9	611	239
厚生施設					1	1	1
駐車場施設	2	149	187	38			
小 計	11	645	806	162	10	612	240
所有不動産	7	561	536	▲25	3	213	136
合 計	18	1,206	1,342	137	13	825	377

5. 不良債権の状況

<リスク管理債権の状況>

（単位：百万円、%）

	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均（平成12年3月）	
	残 高	貸出金に占める割合	残 高	貸出金に占める割合	残 高	貸出金に占める割合
破綻先債権	875	2.2	1,239	3.6	1,381	2.8
延滞債権	2,168	5.5	3,694	10.6	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	1,367	3.5	1,079	3.1	401	0.8
貸出条件緩和債権	—	—	957	2.7	2,328	4.7
合 計	4,411	11.2	6,972	20.0	7,075	14.4

<金融再生法に基づく開示債権の状況（平成12年3月期）> （単位：百万円、%）

	平成12年3月期		業界平均（平成12年3月期）	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破綻更生債権等	6,101	17.2	3,116	6.0
危険債権	2,903	8.2	2,998	5.8
要管理債権	1,294	3.6	2,170	4.2
正常債権	25,181	71.0	43,363	84.0
合 計	35,481	100.0	51,647	100.0

6. 関係会社（2社）の状況

事業譲渡日までに清算する方針。

「事業譲渡等の見込みについて」骨子

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

- ・平成12年5月22日：百十四銀行との間で事業譲渡基本合意書を締結
- ・平成12年5月26日：同行との間で事業譲渡契約書を締結
- ・平成12年度中の事業譲渡を目指す

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

善意かつ健全な借り手の保護を行うなど、優良な顧客基盤や資産の維持。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、経費の支出は必要不可欠なものに限定し、人件費・物件費等の事業経費の削減を図る。

(4) 地域金融機能の維持

地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化、相互牽制の徹底など体制面の整備。
新たな内部管理体制の確立。

(6) 責任追及体制の確立

内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にする。